

浜松市天竜壬生ホールに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市天竜壬生ホール条例（平成17年浜松市条例第262号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市天竜壬生ホール条例施行規則（平成18年浜松市規則第109号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第10条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

(1) 浜松市天竜壬生ホール（以下「壬生ホール」という。）の利用の申請が他の利用許可与競合する場合は、先着順とし、利用申請の時期の初日において申請が競合した場合は、申請者による協議を経て、抽選により決定するものとする。

(2) 条例第11条に規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第11条各号が規定する利用許可に係る審査は、関係法令や最高裁判例等において示された基準を参考に個別の事象ごとに慎重に検討するものとし、必要に応じて施設設置者との協議により決定するものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき

ア 明白かつ現在の危険の原則：平成7年3月7日最高裁判決

茶室で集会が開かれることで、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合

イ 刑法（明治40年法律第45号）軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、茶室の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し又は共催してイベント等を行う場合

(3) 管理上支障があると認めるとき

ア 平成8年3月15日最高裁判決

主催者は集会を平穩に行おうとしているが、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあり、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど

特別な事情がある場合

イ 他人に危害を及ぼし、又は著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

ウ 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合等、申請者や他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合

エ 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合

オ 条例第3条に規定する開館時間以外の時間又は条例第4条に規定する休館日に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

(使用料の後納に係る審査基準)

第4条 条例第13条第1項に規定する「ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるとき」とは、地方公共団体等の利用で会計処理上前納が困難とみなされる合理的な理由がある場合をいう。

(使用料の還付に係る審査基準)

第5条 条例第15条に規定する「ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 使用変更があった場合で、既納使用料が過納になる場合 過納額還付

(2) 使用取消し許可があった場合 全額還付

2 規則第9条第1項第2号に規定する「市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、天災、事故その他の不可抗力により、壬生ホールの施設の利用が困難となったことをいい、全額を還付する。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第6条 条例第17条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第17条第1号	-
(1) 条例第13条第2項の規定に違反して使用料を納付しない場合	許可の取消し
(2) 条例第16条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合	許可の取消し
(3) 規則第12条各号に規定する遵守事項に違反した場合	-

ア 規則第12条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第12条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第12条第3号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第12条第4号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第12条第5号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第13条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第10条の規定による許可を受け、又は条例第14条の規定による使用料の減免を受けた場合	許可の取消し
2 条例第17条第2号	-
(1) 第3条第2項第1号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(2) 第3条第2項第2号に該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(3) 第3条第2項第3号アに該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(4) 第3条第2項第3号イに該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(5) 第3条第2項第3号ウに該当する場合	-
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(6) 利用前において第3条第2項第3号エに該当することが明らかになった場合	許可の取消し又は利用条件の変更
(7) 利用前において第3条第2項第3号オに該当することが明らかになった場合	許可の取消し又は利用条件の変更

3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し
---	--------

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。